

定めようとする命令などの題名

行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく処分に係る審査基準等の一部を改正する規程

根拠法令条項

行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条第 1 項

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）

行政手続法に基づく手続か

行政手続法に基づく手続（第 39 条第 4 項該当による結果の公示等）である

問合せ先（所管府省・部局名等）

原子力規制庁長官官房総務課法令審査室

電話番号：03-5114-2101（直通）

結果の公示日

令和 8 年 7 月 30 日

命令等の公布日

令和 8 年 7 月 30 日

行政手続法第 39 条第 4 項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しない

で命令等を定めた場合にはその旨及びその理由

本件は、他の法令の改正に伴い当然必要とされる規定の整理その他の軽微な変更であり、行政手続法第 39 条第 4 項第 8 号に基づく行政手続法施行令（平成 6 年政令第 265 号）第 4 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に該当することから、意見公募手続を行いませんでした。